

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第九号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年七月二十日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「いう。」の下に「及び平成三十年七月豪雨」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成三十年七月十七日から適用する。